

## 第4章 動員計画

津波警報等が発表された場合の職員の配備基準及び動員は以下のとおりである。

## 1 配備基準

配備基準は次表のとおりである。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
《非常配備》 全庁をあげて 対処する態勢	大津波警報が発 表されたとき	① 災害対策本部の分 担事務に従って災害 応急対策を実施す る。	① 全職員が対処する。 ② 休日夜間等の勤務時間 外は、全職員が登庁して 対処する。
	津波警報が発表 されたとき	① 各種情報の収集、 伝達に努め、災害応 急対策を実施する。 ② 災害対策本部等が 設置された場合は、 災害対策本部等の分 担事務に従って災害 応急対策を実施す る。	① 各部長、次長、課長及 び各課の災害対策要員が 対処する。 ② 休日夜間等の勤務時間 外は各部長、次長、課長 及び各課の災害対策要員 が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、 登庁できる態勢で自宅待 機する。(災害対策本部が 設置された場合は、各課 長が連絡し、その他の職 員を参集させる。)
《警戒配備》 災害対策本部 を設置するに 至らないが、 予想される災 害に直ちに対 処する態勢	津波注意報が発 表されたとき	① 防災危機管理課 は、地震津波情報及 び関係機関等からの 情報を待機している 関係課に伝達する。 ② 関係課は、各種情 報収集に努め、防災 危機管理課に報告す るとともに、それぞ れ警戒態勢を整え る。	① 防災危機管理課及び関 係課長・関係課の災害対 策要員が対処する。 ② 休日夜間等の勤務時間 外は、防災危機管理課及 び関係課長・関係課の災 害対策要員が登庁して対 処する。 なお、その他の職員は、 登庁できる態勢で自宅待 機する。

注1：「関係課」は、以下のとおりである。

市民連携推進課、広報統計課、商工課、水産事務所、福祉政策課、保健総務課、保健  
予防課、市民課、国保年金課、介護保険課、港湾河川課、教育総務課、社会教育課

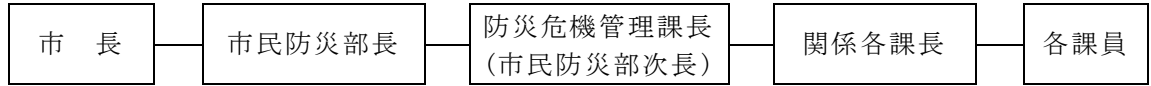
注2：「災害対策要員」とは、各課長等が災害の警戒及び応急対策に当たることとして指名  
した職員をいう。

## 2 職員の動員

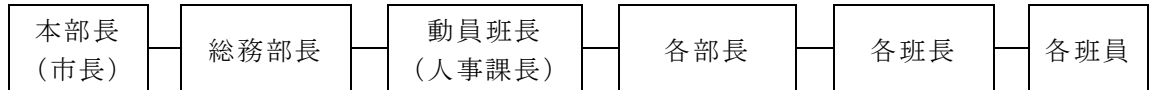
### (1) 動員の方法

- ① 職員の動員は、災害時初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集する、いわゆる自主参集による。  
 なお、連絡を要する場合は、次の連絡系統により行うものとする。

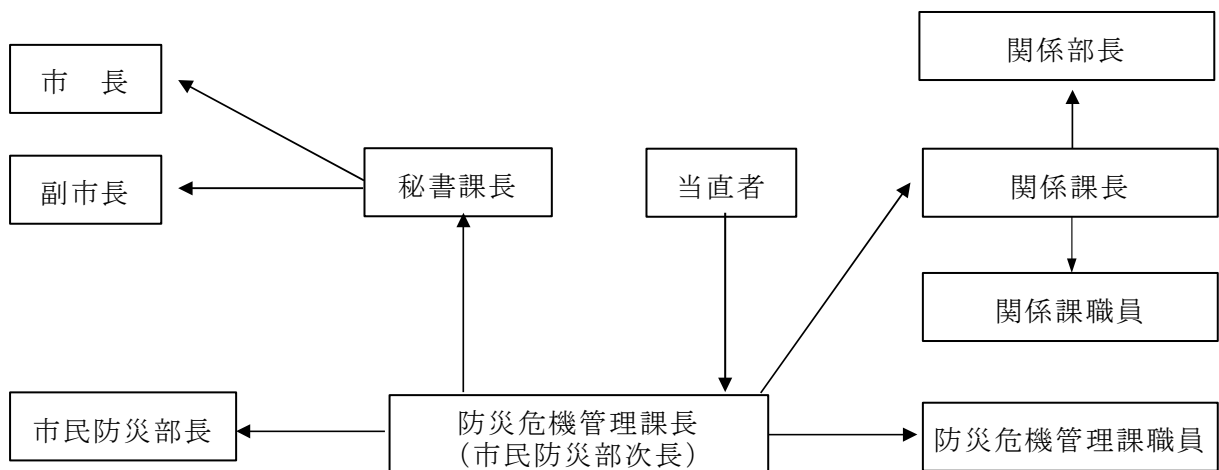
#### ア 本部設置前



#### イ 本部設置時



- ② 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- ③ 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、人事課長（動員班長）に応援職員の配置を求めることができる。
- ④ 人事課長（動員班長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。
- ⑤ 人事課長（動員班長）から応急対策に必要な応援職員の配置を求められた場合、各部長は部内各課（班）長に対し、業務継続に係る各課業務の整理表に基づき業務を縮小・休止して応急対策活動に従事する要員を確保するよう指示すること。
- (2) 当直者からの通報による非常連絡  
 勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行うものとする。



(3) 勤務時間外における職員の心得

① 応急対策活動への従事

職員は、勤務時間外において、津波警報等が発表されたときは、災害時初動体制マニュアル及び各課行動マニュアルに基づき、あらかじめ各課で定めた参集場所へ速やかに登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

② 被害状況等の報告

職員は、出勤途上に知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

所属課長（班長）又は参集場所の指揮者は、津波避難に影響を及ぼす重要な被害情報について、電話、FAX、電子メール等により、災害対策本部（事務局）に報告する。

また、指定避難所など特定の施設、避難路に指定している道路などの箇所等の被害状況について被害状況の把握が必要な場合は、あらかじめ情報収集を行った後に出勤する職員を定めておくものとする。

③ 移動方法

出勤時には、徒歩又は自転車若しくは自動二輪車等を使用するなど、適切な方法により登庁する。

特に、大津波警報が発表されたときは、避難対象地域に居住する職員は、直ちに避難し、避難対象地域を避けて登庁する。

④ 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災又は人身事故等の緊急事態に遭遇した場合は、最寄りの消防機関又は警察機関に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を取る。

(4) 津波警報等に応じた関係する班の避難者初動対応

種類	班区分	避難者初動対応
大津波警報	対策推進班	L 2 津波の浸水想定地域を考慮した地域に避難指示を伝達
	避難所班	避難所 33 箇所開設
	福祉班	要援護者抽出チーム（13 チーム）を編成
	農林班	北インター自然公園、北インター緑地公園に 1 名以上派遣
	南郷班	南郷公民館、南郷体育館、南郷カッコーの森エコランドに 1 名以上派遣
	体育班	東体育館に 1 名以上派遣
	公園緑地班	白山台公園に 1 名以上派遣
津波警報	対策推進班	L 1 津波の浸水想定地域を考慮した地域に避難指示を伝達
	避難所班	避難所 23 箇所開設
	福祉班	要援護者抽出チーム（6 チーム）を編成
津波注意報	対策推進班	海岸地域に避難指示を伝達
	避難所班	自主避難者対応避難所開設準備
	福祉班	要援護者抽出チームを必要に応じて編成

注：大津波警報発表時における農林班、南郷班、体育班、公園緑地班は、自動車避難を容認した者の初動における避難状況を確認し、災害対策本部事務局に報告する。

(5) 避難誘導等に従事する者の安全確保

津波浸水想定区域における活動は必要最小限とすることとし、特に大津波警報が発表された場合は、津波到達予想時間までに余裕（安全時間）を持って退避を完了する。

また、避難誘導等に従事する者の安全確保のため、関係機関・団体はマニュアルや計画を作成するものとする。